

北海道の『女性が活躍する』ための取組について

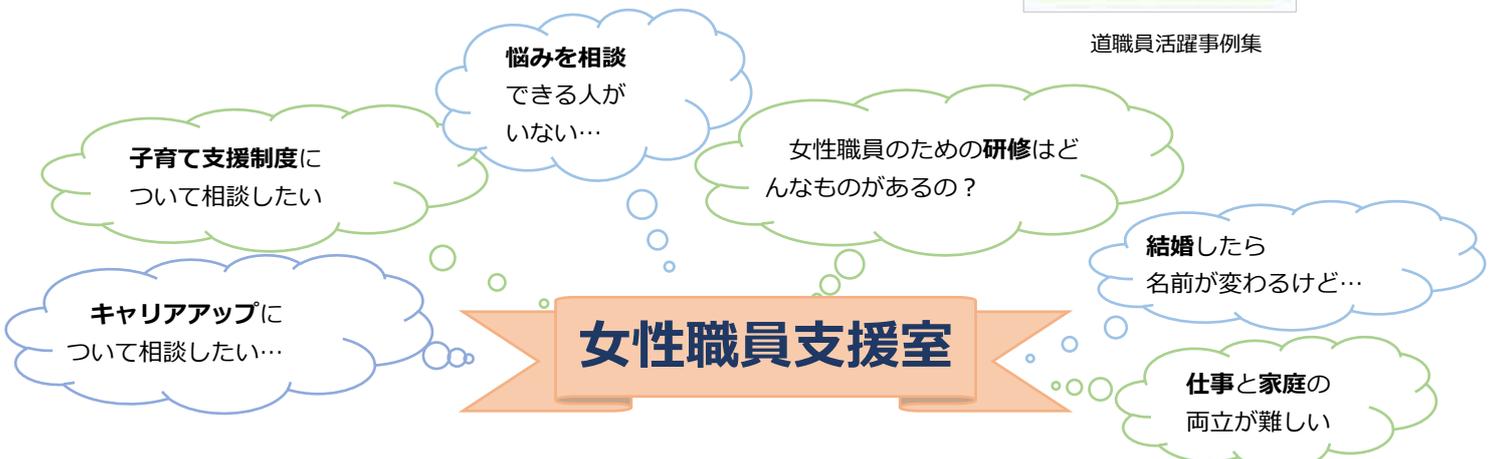


■北海道の『女性が活躍する』ための取組の概要

- 子育て支援に関する取組
- ワークライフバランスの推進に関する取組
- 女性職員活躍推進に関する取組
- 「道職員活躍事例集」の北海道HPへ掲載など



道職員活躍事例集



女性職員支援室は、「ロールモデルとなる先輩女性職員を紹介」したり、「庁内関係部局と連携」して女性職員の悩みや相談に対応します。

■仕事と家庭の両立支援制度の概要(一例)

北海道の女性職員の
育児休業取得率 100%
(令和2年度実績)

「女性職員」も「男性職員」も取得できます！

○育児休業

- 子供が3歳になるまでの間、仕事を休んで子育てに専念できます。

○育児休暇

- 子供が2歳になるまでの間、子育てをするために取得できます。
(主に子どもの保育施設の送迎など 1日あたり合計2時間以内)

○育児短時間勤務

- 小学校に入るまでの子どもの子育てをするために、希望する日・時間帯で勤務できます。
(定められた勤務形態から職員が選択)

○部分休業

- 小学校に入るまでの子どもの子育てをするために取得できます。
(勤務時間の始め又は終わりにおいて1日合計2時間以内)

○子の看護休暇

- 中学校就学の終期に達するまでの子どもの通院付き添いや看病などをするために取得
できます。
(子ども一人につき年5日以内 子どもが3人以上の場合は15日以内)

○早出遅出勤務

- 小学校に入るまでの子どもの保育園への送迎や、学童保育施設等に託児している小学生の
子どもの送迎のために取得できます。

○育児参加休暇

- 配偶者が出産する場合で、生まれてくる子どもや、小学生に入るまでの子どもを育て
るために取得できます。

※このほかにも、妊娠出産後の通院、妊娠障害休暇・妊娠中の通勤緩和
・妊娠中の休憩等の制度があります。

◆建設部の仕事に関すること:北海道建設部総務課人事係
札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本館10階
Tel:011-231-4111(内線29-130)
E-mail:kensetsu.kenso1@pref.hokkaido.lg.jp

◆女性職員への支援に関すること:北海道総務部人事課(女性職員支援室)
札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本館4階
Tel:011-204-5499(内線22-158)

子育て支援制度を
有効活用してね!

